

<証券化エクスポージャーの定義>

【関連条項】第1条第2号等

第1条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。(平成19年5月9日追加、平成23年9月12日修正) 下線部が修正箇所

(A)

第1条第2号及び第16号では、証券化エクスポージャーを、①ノン・リコース（投資家への支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク<又は原資産のキャッシュ・フロー>に依拠すること）及び②優先劣後構造の2つの特徴をもとに定義しています。

「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないこととなりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産のキャッシュ・フローに限定的に依拠することとなります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることとなります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することとなります。

個々の商品（エクスポージャー）が、こうした証券化エクスポージャーに該当するか否かについては、当該エクスポージャーがこれら2つの特徴をともに有しているのかを各金融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図1及び図2に提示いたします。

# 図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例\*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社：株式会社	△	×	デット：法人等/不動産取得等 事業向け(65条、70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等 エクイティ：株式等
● 上場不動産ファンド：上場J-REIT	△	×	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等/ 特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：不動産投資法人	△	△	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：ファンド (ルックスルー)	デット：特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：匿名組合(TK)+有限会社(YK)/株式会社(KK)	△	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：TK+YK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：特定目的会社(TMK)	○	○	デット：証券化 エクイティ：証券化 (経過措置あり) ***	
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TK+YK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TMK	○	○		デット：証券化 エクイティ：証券化

\* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

\*\* ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

\*\*\* 特定貸付債権に該当するものについては、証券化エクスポージャーに係る計算方法により信用リスク・アセットの額を算出して差し支えありません。

## 図2：市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例\*

主要な市場性証券化商品・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット: 法人等(65条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△	デット: 法人等(65条) エクイティ: ファンド (ルックスルー)	デット: 事法等 エクイティ: ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド: ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド: 投資事業組合	△	△		
● CDO (Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	デット: 証券化 エクイティ: 証券化

\* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

\*\* ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

<複数の資産を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】 第 48 条

第 48 条-Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）の信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えばいいですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加、平成 23 年 9 月 12 日修正）下線部が修正箇所

(A)

投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。その際、個々の銘柄名など、第 48 条に基づき標準的手法採用行が信用リスク・アセットの額を算出するのに必要とする以上の情報を、把握することを必ずしも求めるものではありません。また、当該資産の裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該資産ごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能とします。

他方、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のを裏付けとなる個々の資産の把握が困難な部分の額（不明部分の額）に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。具体的には、例えば以下のような方法が想定されます。

- 1) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産に含まれていないことが確認できる場合には、350%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額が特定可能な場合には、当該証券化エクスポージャーの最大投資可能額を自己資本控除した上で、残余の不明部分の額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。
- 2) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、150%のリスク・ウェイトを当該投資信託

等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除及び 350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

- 3) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャー及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産が当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、100%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産への最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額、第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産への最大投資可能額に 150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 100%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額、350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及びリスク・ウェイトが 150%とされる資産の額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

(注) 上記例示は再証券化エクスポージャーを含まない場合を想定しています。再証券化エクスポージャーが含まれる可能性がある場合については、再証券化エクスポージャ

一のリスク・ウェイトに応じ、取り扱うこととなります。

なお、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき当該資産の信用リスク・アセットの額を算出する際には、標準的手法採用行は当該運用基準が遵守されているかについて、当該投資信託等に対する外部監査や当該投資信託等からの報告その他の方法を通じ、年1回以上確認していることが必要です。また、裏付けとなる個々の資産を把握することが困難な場合で、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトを当該投資信託等の額に適用することができないときは、第247条第1項第1号に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなる資産に含まれる可能性があることから、当該投資信託等の額を自己資本控除することとなります。

<証券化取引における格付の利用に関する基準>

【関連条項】第 249 条第 4 項第 3 号・4 号・5 号・6 号

第 249 条-Q3 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。(平成 23 年 9 月 12 日追加)

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もっとも、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ (SIRP)」(平成 21 年 3 月 17 日公表時点のものをいう。)を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合については、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

また、適用日(平成 23 年 12 月 31 日)前に保有している証券化エクスポージャーについて、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

<ストレス・バリュー・アット・リスク>

【関連条項】第 274 条第 3 項第 9 号

第 274 条-Q1 「適切なストレス期間を含む十二月」はどのように特定されますか。（平成 23 年 9 月 12 日追加）

(A)

「適切なストレス期間を含む十二月」とは、銀行のポートフォリオに関連する市場リスク・ファクター等が大きく変動することにより、金融システム全体に重大な損害が発生した期間を含む連続した 12 ヶ月間をいいます。

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Revisions to the Basel II market risk framework」（平成 21 年 7 月 13 日公表）のパラグラフ 718(L x x vi) (i)においては、多くのポートフォリオで、2007 年/2008 年の 12 ヶ月間がストレス期間に当たることが例示されていますが、銀行は、当該記載も踏まえつつ、自行のポートフォリオのリスク特性等に照らし、適切なストレス期間を含む 12 ヶ月を特定することが必要となります（注）。

なお、ストレス・バリュー・アット・リスク計測の趣旨に鑑み、「適切なストレス期間を含む十二月」については、特定後も適時に（例えば、市場が大きく変動した場合、ポジションに大きな変更が生じた場合等）及び定期的な検証を行い、必要がある場合にはこれを見直すことが求められています。

（注）内部モデル方式を用いていない銀行が新規に内部モデル方式の承認申請する場合には、「適切なストレス期間を含む十二月」の特定を含めて、第 272 条の金融庁長官の承認を受けることが必要となります。他方で、既に内部モデル方式の使用の承認を受けている銀行が新たに「適切なストレス期間を含む十二月」を特定する場合には、第 278 条に基づいて、金融庁長官に変更に係る届出を行うことが必要となります。



<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号

第315条-Q9 顧客からの手数料を数年間に渡り本来定められた金額より多く徴収していたが、発覚後、当該超過部分の金額を当該顧客に払い戻し、会計上の損失処理を行った場合は、内部損失データの対象となるのか。(平成23年9月12日追加)

(A)

「バーゼルⅡに関するQ&A」第315条-Q1にあるとおり、オペレーショナル・リスク損失の金額と財務会計処理額は整合しないことがあります。例えば問にあるように過年度の手数料の過徴収が判明し、これを払い戻した額については財務会計上は損失に計上することになりますが、オペレーショナル・リスク上の内部損失データの対象とする必要はありません。

また、財務会計上の損失処理額のうち、過年度の決算相違による修正等において、キャッシュフローに変動がなく計数の計上タイミングのみの修正の場合も内部損失データの対象とする必要はありません。

ただし、手数料の過徴収の払い戻し等が明らかな銀行の誤処理に基づくものでなく、オペレーショナル・リスク事象に起因する訴訟等（訴訟上又は訴訟外の解決、調停、示談又は訴訟を提起されるリスクを避ける目的で、金融機関が自主的に支払った場合等を含む。）の結果として生じた場合の払い戻した額は別の損失として内部損失データの対象となります。なお、決算訂正によって当局から課された制裁金、修正申告によって生じた附帯税等追加的に生じた損失は、いずれの事象においても、内部損失データの対象となります。